鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申請の取下げ）	（申請の取下げ）
第十二条の二　［略］	**第十二条の二**　［同上］
2　前項の規定による取下げは、書面でしなければならない。ただし、審理の期日又は第十五条の二の規定による期日であつて裁定委員が出席する期日（以下次項において「審理等の期日」という。）においては、口頭ですることを妨げない。	2　前項の規定による取下げは、書面でしなければならない。
3　裁定委員会は、第一項の規定による取下げがあつたとき（取下げが審理等の期日において口頭でされた場合であつて、参加人、処分庁及び関係都道府県知事（以下この項において「参加人等」という。）がその審理等の期日に出頭したときを除く。）は、参加人等に通知しなければならない。	3　裁定委員会は、第一項の規定による取下げがあつたときは、参加人、処分庁及び関係都道府県知事に通知しなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

○公害等調整委員会規則第二号

公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十七条の規定に基づき、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十七日

公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和四十七年公害等調整委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申請の取下げ）	（申請の取下げ）
第十三条　［略］	**第十三条**　［同上］
2　前項の規定による取下げは、書面をもつてしなければならない。ただし、審問の期日、第四十六条の規定による期日又は法第四十二条の二十四第一項の規定により事件を調停に付したうえ、裁定委員会が自ら処理する場合における調停の手続（当事者の出頭を求めるものであつて、裁定委員が出席するものに限る。）（以下次項において「期日等」という。）においては、口頭ですることを妨げない。	2　前項の規定による取下げは、書面をもつてしなければならない。
3　裁定委員会は、第一項の規定による取下げがあつたときは、相手方に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第百十五号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の五第三項第十六号の規定に基づき、医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成十九年厚生労働省告示第百八号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四条　法第六条の五第三項第十六号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。	**第四条**　法第六条の五第三項第十五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。
一～十九　（略）	一～十九　（略）
二十　法第十四条の三第一項の基準の遵守に関して必要な事項	（新設）
二十一　（略）	二十　（略）
2　前項に定めるもののほか、法第六条の五第三項第十六号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、オンライン診療を行う医師若しくは歯科医師又はオンライン診療実施病院等に関する法第六条の五第三項第一号、第三号及び第五号から第十五号までに掲げる事項並びに前項各号に掲げる事項であつて、当該オンライン診療に関する事項とする。	（新設）